

広島県告示第八百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十五年十一月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道七曲千代田線	山県郡北広島町吉木市山一七八九番地先から 山県郡北広島町吉木市山一七九九番二地先まで	平成二十五年二月三日